資料9-9-1

クレジットカウンセリングと消費者教育

06-1-27

横浜国立大学 西村隆男

【クレジットカウンセリング】

○米国のファイナンシャルカウンセリング

2005年の破産法改正によりカウンセリングと債務者教育が法定された。

(事前カウンセリング)

破産申立人はまず、EOUST(司法省連邦管財部局)が認証したカウンセリング機関でカウンセリングを受ける。所得が居住する州の平均以上の場合、原則として 7 章破産の申請はできず、13 章破産の対象となる。(Means Test)

(債務者教育)

破産免責決定前に必須のものとなった債務者教育を受けなければならない。

債務者教育実施機関も EOUST の認証を受けた機関が実施する。実施機関には CCCS のほか大学エクステンション、民間教育会社も参入。

たとえ 2 時間と短くとも、債務者教育で家計収支のバランスを取った家計管理を考えさせる機会を法で義務つけた意義は大きい。

*債務者教育の内容(EOUST)

Budget Development 収入、支出の中長期の管理、

Money Management 緊急時に備えた貯蓄、保険

Wise Use of Credit 適切なクレジット利用

Consumer Information 消費者保護法、消費者詐欺

(相談機関としての CCCS の利用)

FTCの案内によれば、債務整理カウンセリングを受ける場合の注意として①クレジットカウンセラーを選ぶ、②クレジットカウンセリング組織を選択する、③カウンセリング機関で次の質問をしよう(どんなサービスを提供するのか、費用はいくらか、カウンセラーの資格はどんな資格か、期待できる効果など)

○英国の債務アドバイス

FSAによる金融能力向上戦略 Strategy for Financial Capability 2003

Financial Health Check の開発 2003

→過重債務に陥る人を最小化する教育施策をしてもなお、一部に過重債務者が発生する ことは防ぎ得ない。→カウンセリング制度の必要性 (無料の債務アドバイス機関)

- ・Money Advice Trust(National Debt Line) 電話による債務アドバイスサービスを提供
- ・CAB (Citizen Advice Bureau) は全国によろず相談として定着。
- ·CCCSも存在。

DTI(貿易産業省)の年次報告(Tackling Over-Indebtedness Annual Report 2005)

電話アドバイスが年々増加しており、National Debtline は30人の訓練アドバイザーを補強した。2007年までに84名に増加させる予定。

CCCSも25%の相談増。CLSダイレクトは1年間に273542件の電話相談を受けた。 \rightarrow NPOに依存

2006 年には新たに無料の対面型相談システムを発足させる予定。(DTI/LSC) *Legal Service Commission 司法サービス委員会

*National Debtline

1987年設立。無料の電話相談による債務問題を抱える人々へのアドバイス。政府との協力関係を持つ金融アドバイスの代表的民間団体。

Money Advice Trust の主軸を成す。London に本部。

債務問題には決め手となる簡単な解決が常にあるわけではない。相談の出発点は収入、 支出をきちんと把握することである。いかに収入を増やして、支出を切り詰めるか、税 の軽減措置にも配慮して。消費者信用の法制度にも通じて、貸し手とともに支払い可能 な返済プランや削減プランを作り上げるのがアドバイザーの仕事である。

○フランスの消費者債務問題

フランスでは債務問題が深刻になった 1980 年代末にニエルツ法を生み(1989)、社会政策として多重債務問題が捉えられている点に特徴があると言える。政府がクレジット専門委員会を設置して、対応してきた。

ニエルツ法の特徴:債権者との交渉をする調停委員会を各県に設置。債務者本人が調停 委員会に書類申請。

調停委員会(債務過重委員会)の構成:知事、県会計課長、フランス国立銀行県事務局 長、債権者協会、家族協会または消費者連盟。事務局はフランス銀行。

同委員会の業務:和解プランの作成(最低生活費の確保は条件)

和議期間内の家計管理指導、返済計画作成、債権者への説得

動的多重債務と無抵抗的多重債務

前者は借りすぎと貸しすぎ、後者は借り入れ時は問題ないが、のちに失業など社会 情勢によって返済不能に陥るケース。 (国立銀行のヒアリング) *2005年夏の取材によるもの

ニエルツ法の改正 1999←当初は住宅ローン負債の増大が加重債務原因だったが、失業が拡大し、過重債務者への 3 年の猶予期間を経て免責を認める新制度を導入。

委員会に書類申請すると、委員会は受理した本人の氏名をFICP (個人債務返済 事故者リスト) に掲載する。債務の乗換えを勧誘する業者から債務者を守るためであ る。決定した返済計画満了もしくは 10 年間掲載される。

更生プラン(返済計画案):過重債務委員会が決定する。返済延期、繰り延べ、金利減免、債権放棄など。債権者の一人でも拒否したら交渉は決裂、司法に委ねられる。 返済期間は住宅ローンを除き10年以内とする。最低生活費(RMI)は確保される。 個人再生手続き;返済プランを策定しきれない場合、債務者は本手続きを行える。

- ○民間によるクレジットカウンセリングの例(日本の場合)*別添資料
 - ① NPOお金の学校くまもと(2004年設立、熊本市)*
 - ② 岩手県消費者信用生協(1969年設立、盛岡市)*
 - ③ NPO女性自立の会(2000年設立、中央区銀座)
 - ④ 金銭管理カウンセリング事業団 (日本消費者金融協会 1997 年設立)
- <課題> 債務者相談におけるカウンセリングの必要性への認識 債務者カウンセリング法制化の可能性の検討 全国的レベルのカウンセリング機関の設置 債務問題カウンセラーの養成、認定

【消費者教育】

(学校教育)

学習指導要領における契約教育、クレジット教育の位置づけ 総合的学習の必須化、キャリア教育の高まり 金融教育へのニーズと関心の高まり(金融広報中央委員会ほか) 多様な教材開発の一方で一部の関心層による教育実践

(成人教育)

国民生活センター、消費生活センターによる啓発、教育活動 NACS、JACAS(全相協)等の啓発、教育活動 NPO の金銭・金融教育活動

消費者基本計画における「消費者教育の体系化」の具体的作業 (内閣府+消費者教育支援センター) <課題> 消費者教育の学校教育での必修化(社会科・公民科も含め) 消費者教育に関する政府内の連絡会議の常置化(米国の FLEC の例) 債務者教育(金融消費者教育)の定番教科書の作成 NPO 活動への支援強化